

## 1 期日の概要

平成30年8月22日、避難者訴訟第32回期日が実施されました。今回は、原告ら代理人より、2種類の意見陳述が行われました。

1つが1陣判決の誤りを理論的に説明するもの、もう1つが現在の山木屋地域の状況を伝えるものでした。

## 2 意見陳述の内容

### (1) 1陣判決批判の意見陳述（担当者：米倉勉、鳥飼康二）

この意見陳述では、1陣判決に対して、大きく分けて4つの批判を加えました。

第1に、1陣判決は、原告らの侵害された法益が何であるかを一切述べていないことを批判しました。損害賠償請求における損害額は、侵害された法益が何かによって影響を受けます。極めて重要な法益であれば、損害額はより大きくなるでしょうし、そうでなければ損害額は低額に留まることが多いでしょう。そのため、被侵害利益を特定することは必要不可欠な作業ですが、1陣判決はそれを行いませんでした。

第2に、原賠審の定めた中間指針について、その性格を検討することなく、中間指針に追従したことを批判しました。中間指針は、原発事故による被害を、一律かつ迅速に回復することを目的としているため、そこで算定される損害額は、どうしても低額とならざるを得ません。しかし、1陣判決は、そのような中間指針の性格を一切踏まえることなく、それを裁判規範（賠償額算定の根拠）としました。

第3に、1陣判決が、ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料とを区別しなかったことを批判しました。原告らは、何度も、ふるさと喪失慰謝料と避難慰謝料とは異なる性質をもつことを主張立証してきました。しかし、1陣判決は、それらを区別せずに損害認定をしたため、原告らの被害を緻密に分析することが避けられてしまいました。

第4に、1陣判決が、原告らが包括一律請求をしたと判断したことを批判しました。原告らは、あくまで損害は個別に発生しているが、請求額の点で共通する金額を請求することを主張してきましたが、1陣判決はそれに対する判断を誤りました。

最後に、慰謝料増額事由に関する考慮要素を説明し、裁判所に対し、慰謝料額の適切な認定を求めました。

(2) 山木屋の現況を伝える意見陳述（担当者：鈴木堯博）

この意見陳述では、避難指示解除後の山木屋の現状を述べました。その意図は、避難指示が解除された後もふるさとには元に戻っていないことを裁判所に伝えることにありました。

まず、2018年8月1日時点で、住民の4人に1人しか帰還していないこと、帰還しているのはほとんどが高齢者であり、若者の帰還者が極めて少ないことが述べられ、将来的に地域を担っていくべき人材が極めて不足していることが述べられました。

次に、住民が帰還しない主な理由として、①放射能汚染に対する不安と原発の安全性に対する不安、②除線問題・放射線量低下の目途、③仮置場の撤去問題、④営農再開の困難性と働く場の確保の目途、⑤生活に必要なインフラ復旧の目途、⑥どの程度の住民が帰還するかの問題の6つがあることと、その具体的な内容が述べられました。

最後に、山木屋の被害実態を十分に立証するためには、原告本人尋問のほか、専門家証人の尋問、現地検証も行う必要があることを述べました。

### 3 今後について

今回は、平成30年10月16日（火）15時に第2陣の期日があり、ここでは山木屋の被害実態について、環境経済学の視点からの弁論を行う予定です。また、翌17日（水）10時には、尋問期日が開かれ、3人の原告の尋問を行います。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上